

高第 1 1 3 5 号
令和 7 年 3 月 1 9 日

関係介護老人福祉施設運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設を除く。)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和 6 年度介護報酬改定における経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の
見直しに伴う届出の変更につきまして

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お
知らせします。

関係する介護老人福祉施設（離島・過疎地域以外に所在する経過的小規模介護老人福祉施
設（平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに指定を受けた入所定員が 3 0 人の指定介護老人福祉施設）
であって、他の介護老人福祉施設と一体的に運営されている施設）におかれては、当該改定
の経過措置が令和 7 年 3 月 3 1 日に終了することから、施設を所管する県事務所等に「介護
給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
により届出の変更をしていただきますようお願いします。

記

1 届出の変更に係る「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の変更について

・ 51：介護福祉施設サービスの場合

施設等の区分を「2 経過的小規模介護福祉施設」または「4 経過的小規模介護福祉施設」から、「1 介護福祉施設」または「3 ユニット型介護福祉施設」に変更する。

2 届出期限

令和 7 年 4 月 1 日

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		